

事 務 連 絡  
平成 2 8 年 3 月 1 8 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

国家戦略特別区域の指定に伴うユニット型指定介護老人福祉施設の  
共同生活室に関する特例について

平素より介護保険制度の円滑な推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
今般、国家戦略特別区域内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入しユニットケアを実施し実証実験を行うことを、当該国家戦略特別区域の区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、「ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関するQ & Aについて」(平成23年12月1日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課事務連絡。別紙参照。)を適用せず、共同生活室について、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないことといたします。

つきましては、貴殿におかれましては、ご了知の上、管内の関係施設や関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願いいたします。

事 務 連 絡  
平成23年12月1日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振 興 課

ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関するQ&Aについて

平素から介護保険制度の円滑な推進につきまして、格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ユニット型個室の特別養護老人ホームの整備に当たり、共同生活室間の壁の構造等について複数の自治体より疑義照会があったことから、今般、その取扱いについて、改めて別添「ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関するQ&A」を作成しましたので、参考を送付いたします。

なお、短期入所生活介護事業所の建物についても同様の取扱いであることを申し添えます。

つきましては、管内市町村等に周知していただきますようお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3971)

厚生労働省老健局振興課基準第二係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3987)

(別添)

## ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関するQ & A

(問)ユニット型個室の特別養護老人ホームにおけるユニットの共同生活室間の壁を可動式のものにするについてどう考えるか。

(答)

1. ユニット型個室の特別養護老人ホームにおいては、適切なユニットケアとして、
  - ・要介護高齢者の尊厳の保持と自立支援を図る観点から、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で入居者一人ひとりの意思と人格を尊重したケアを行うこと
  - ・小グループ（ユニット）ごとに配置された職員による、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供などが必要とされているところであり、そのための介護報酬の設定もなされているものである。
2. ユニットの共同生活室間の壁が可動式である場合においては、当該壁を開放して、従来型個室のような形態にしてしまうことも可能であり、実態上、ユニットケアとしての職員の配置（※）や入居者の処遇が適切に行われぬおそれがある。その場合、従来型個室に比して、ユニットの介護報酬を手厚くしていること等に反することも考えられる。

(※) ユニット型個室の特別養護老人ホームにおいては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性（馴染みの関係）を重視したサービスの提供が求められており、直接処遇職員のローテーションは、基本的に当該ユニット内で固定されていることが望ましい。

3. したがって、ユニットの共同生活室間の壁を可動式にするなど、ユニットケアを損なうおそれがあると考えられるものについては、ユニット型個室の特別養護老人ホームの構造として適切なものとはいえない。